

# 竹富町立 小浜小中学校 いじめ防止基本方針

令和7年2月策定

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第22条）

### (2) いじめの判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、「いじめを受けたとする児童生徒の立場」に立つことが必要である。

### (3) 具体的ないじめの様態（例）

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる  
・身体や動作について不快なことを言われる  
・存在を否定される  
・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる 等
- ② 仲間はずれや無視される  
・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる  
・遊びやチームに入れない  
・席を離される等
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする  
・身体を小突かれたり、触って知らないふりをされたりする  
・遊びと称して、技をかけられる等
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする  
・殴られ、蹴られるのが繰り返される等
- ⑤ 金品をたかられる  
・脅され、お金や持ち物（例：スマホ等）を取られる等
- ⑥ 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする  
・筆箱等、文房具を隠される  
・靴に画鋲やガムを入れられる  
・写真やカバン等を傷つけられる等
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを無理矢理させられる  
・万引きやかつあげを強要される  
・大勢の前で衣服を脱がされる  
・教師や大人に暴言を吐かされる等
- ⑧ パソコンやスマホで、誹謗中傷や嫌なことをされる  
・パソコンやスマホなどのSNS やブログ等に恥ずかしい情報を載せられる  
・いたずらや脅迫のメールが送られる等
- ⑨ 性的いたづらをされる  
・スカートをめくられる、無理矢理キスをされる  
・胸を触られる、裸にされる、性器を触られる等

### (4) 基本理念

いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為である。本校児童生徒が尊厳を保持し、健全で全人格的な成長を遂げるために、全職員が一丸となっていじめ防止やいじめの早期発見及び予防的な教育を総合的かつ効果的に推進する。

## 2 いじめ防止のための対策

- ① 月1回の子ども支援特別支援部会で話し合う場を定期的に設ける。
- ② 必要に応じて、「ケース会議」「校内いじめ対策委員会」を開催する。

構成員 ・校長 ・教頭 ・小中教務主任 ・小中生徒指導主任 ・小中教育相談担当  
・特別支援担当 ・養護教諭

## 3 いじめ早期発見のための対策

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の職員で関わり、いじめの積極的な発見に取り組む。

### (1) 教育相談

- ① 教育相談週間の実施
- ② 保護者を含めた三者面談、二者面談の実施（必要に応じて）
- ③ 日常の教育相談の充実

### (2) 児童生徒観察

- ① 複数の教員による観察の実施及び学部会による共通理解（随時）
- ② 昼休み、授業時間外の児童生徒の人間関係の観察

### (3) 相談窓口の周知

- ① 学校の相談窓口担当者（教頭・養護教諭・SC・その他相談しやすい職員）
- ② いじめ相談機関の周知

## 4 いじめに対する早期対応

- (1) いじめの情報を得た場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は会議を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導、保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた子供が安心して教育を受けられるために、必要がある場合、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきものは、教育委員会や警察署等と連携して対処する。

## 5 学校におけるいじめ防止の措置等

いじめはどの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。

### (1) 未然防止のための対策

- ① わかる授業の実施
  - ・ 「わかった. できた. 楽しかった」という感動体験
  - ・ 話し合い活動による、理解徹底と深化
  - ・ より多くの事を学びたいという姿勢の獲得
- ② 道徳教育の充実
  - ・ 法やルール of 意義や遵守の理解
  - ・ 基本的な生活習慣や規範意識、自己肯定感や思いやり等の道徳性の育成
  - ・ 主体的に判断し、適正に判断できる人間の育成
- ③ 豊かな人間関係づくり
  - ・ 「ルール」と「リレーション」のある学級づくり
  - ・ 沖縄県版「学校教員における指導の努力点」の活用
  - ・ 委員会活動及び部活動、クラブ活動等での、異年齢集団による活動の充実
- ④ 規範意識の育成
  - ・ いじめ防止対策推進法の周知
  - ・ 生活規律や学習規律の確立

⑤ 児童生徒会を中心とした自発的活動

- ・レドリボン集会平和学習等を活用した人権意識の向上

⑥ 教師の人権意識の向上

- ・教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解
- ・過度の競争意識等が児童生徒のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることの共通理解

⑦ インターネット上のいじめへの対応

- ・情報モラル教育の充実
- ・保護者への利用についての共通理解
- ・外部講師を招いた講演会の実施

(2) 学校評価

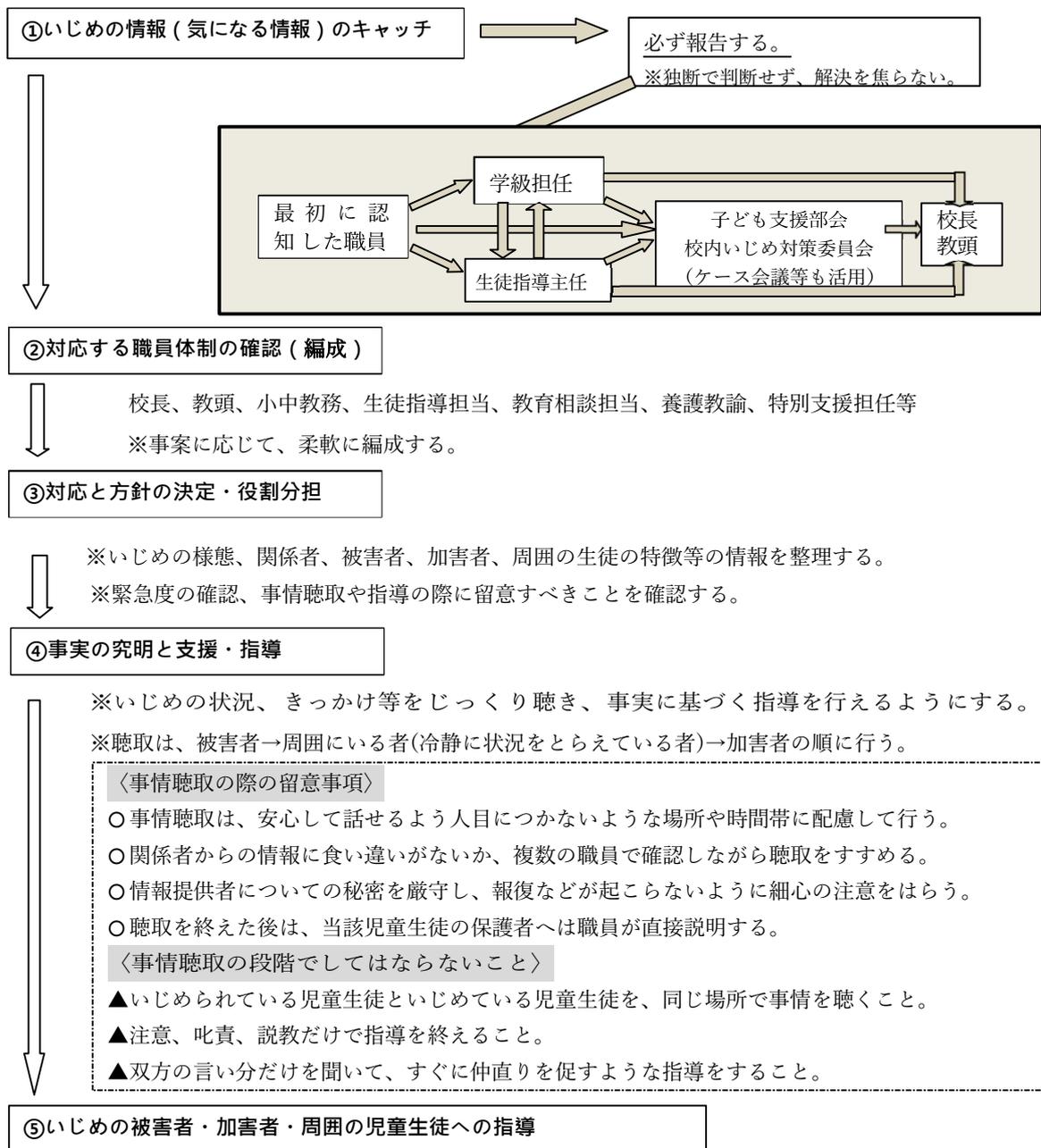
いじめ問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価し、日頃から児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

(3) 年間活動計画

	未然防止の取り組み (学力向上・規律・自己有用観)	早期発見の取り組み	いじめに対する 処置の取り組み
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級開き(始業式・入学式)</li> <li>・学校生活のきまりの確認</li> <li>・授業の心得の確認</li> <li>・もずく採り</li> <li>・家庭訪問</li> <li>・人権を考える日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> <li>・子ども支援特別活動部会</li> </ul>	(通年の取り組み) ・校内いじめ防止委員会(生徒指導・教育相談)を設定し、いじめ防止や対策、対応の検討を行う。 ・SC等とのカウンセリング
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を考える日</li> <li>・避難訓練ショート①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> <li>・子ども支援特別活動部会</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を考える日</li> <li>・教育相談</li> <li>・中体連夏季総体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> <li>・子ども支援特別活動部会</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を考える日</li> <li>・学期末面談</li> <li>・県中体連総体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> <li>・子ども支援特別活動部会</li> </ul>	
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期の課題と2学期への取り組み</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み明けに向けて、全職員との共通確認</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を考える日</li> <li>・水泳学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> <li>・子ども支援特別活動部会</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を考える日</li> <li>・結願祭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> <li>・子ども支援特別活動部会</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を考える日</li> <li>・避難訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> <li>・子ども支援特別活動部会</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を考える日</li> <li>・2学期の課題と3学期への取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> <li>・子ども支援特別活動部会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬休み明けに向けて、全職員との共通確認</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を考える日</li> <li>・校内書き初め大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> <li>・子ども支援特別活動部会</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を考える日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> </ul>	

		・子ども支援特別活動部 会	
3月	・人権を考える日 ・6年、中3を送る会 ・卒業式 ・修了式、離任式	・いじめアンケート ・子ども支援特別活動部 会	・次年度に向けて、全 職員との共通確認

## 6 いじめの発見から解決まで



※被害者、加害者、周囲の児童生徒への対応、保護者や関係機関との連携

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童生徒が相当な期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合  
「いじめ対策基本法より」

### (2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、竹富町教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 8 重大事態への対処

